

甲府市勤労者福祉センター施設利用条件

(1)注意事項

- ① のどの痛みや咳、発熱やだるさがないこと。(来館前に検温を済ませ来館時に報告すること。)
- ② 入館時には必ずマスクの着用、手指消毒を行うこと。
- ③ 密閉空間とならないよう、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開し換気を行うこと。
- ④ 飛沫感染を防ぐため各部屋の上限定員は以下の通りとする。

会議室等	定員数	会議室等	定員数
第1会議室	8名	第1教養室	6名
第2会議室	6名	第2教養室	6名
第3南会議室	10名	大ホール(会議)	34名
第3北会議室	14名	大ホール(軽スポーツ)	12名
視聴覚室(会議)	14名	テニスコート(1面)	6名
視聴覚室(軽スポーツ)	6名	テニスコート(2面)	12名
料理実習室	利用不可		

- ⑤ 会議室は机一脚に1人掛け、机を使用しない場合は人との1.5m～2mの身体的距離を確保する。
- ⑥ 軽スポーツを行う際、マスクの着用と人との1.5m～2mの身体的距離を確保する。
- ⑦ 施設利用は午前9時～11時30分、午後13時30分～16時30分、夜間17時30～21時30分の間で2時間までとする。
- ⑧ 感染が発生した場合の対応に備え、代表者は参加者名簿の作成を行い提出すること。
- ⑨ テニスコートの使用においてマスクの着用を行う。但し、運動中マスクをはずす場合は適切な距離を取る。
- ⑩ マイク等の備品は消毒を徹底した上で貸出しを行う。

(2)禁止事項

- ① 近距離での会話及び接触する飛沫感染のリスクが高い活動は利用不可。
- ② 飛沫感染のリスクが高いコーラス、カラオケ等の活動は利用不可。
- ③ 施設内での飲食は禁止する。(水分補給は可。)

(3)消毒作業

- ① 利用終了後は部屋の消毒・清掃を利用者が以下の項目を行う。
(利用者には消毒グッズを貸し出します。)
 - ・ドアノブ 入室前、入室後にドアノブ全体を消毒する。
 - ・照明のスイッチ スイッチ部分を中心に消毒する。
 - ・テーブル 表面の他、側面や持ち手の部分まで消毒する。
 - ・椅子 背もたれ腰掛部位の他、全体を消毒する。
 - ・窓 窓の取手や、開閉時に触れる部分を消毒する。
 - ・その他 接触した箇所を消毒する。
- ② 共有部分(玄関、下駄箱、スリッパ、手摺り、階段、自動ドア、ホール、トイレ等)においては職員が消毒を行う。)

※その他詳細につきましては甲府市勤労者福祉センターまでお問合せ下さい。